

平成 27 年 12 月 18 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室
室長 横尾 雅良

(直通電話) 03-5403-2164

**日幸製菓不当労働行為再審査事件
(平成 26 年(不再)第 11 号) 命令書交付について**

中央労働委員会第二部会(部会長 山川隆一)は、平成 27 年 12 月 17 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

- ～①団交で組合の要求に対し具体的な回答やその根拠となる資料の提示をしなかったこと、
②団交で年末一時金の要求とそれ以外の事項に関する要求との一括妥結に固執し、今後団交を重ねても同じ回答を繰り返す旨表明したこと、
③組合の団結権を侵害する内容の社内報を発行したこと

は、いずれも不当労働行為に当たるとした事案 ～

- ① 全従業員との面談を実施した上で回答するとしたことは、合理的な理由なく回答を引き延ばしたものであり、労組法第 7 条第 2 号に該当する。
- ② 年末一時金の交渉が切迫していたことに乗じて、賃上げ等について具体的な協議をせず、組合が回答について検討する時間も与えないまま、一括妥結に固執したことは不誠実であり、労組法第 7 条第 2 号に該当する。
- ③ 組合やその活動に関し悪印象を与え、また、組合からの脱退を促しているにとられかねない内容を含む社内報を発行し全従業員に配布したことは、組合の団結権を侵害するものであり、労組法第 7 条第 3 号に該当する。

I 当事者

再審査申立人：全日本建設交運一般労働組合日幸製菓支部（「組合」）（岐阜市）
組合員約 70 名（平成 24 年 9 月現在）

再審査被申立人：日幸製菓株式会社（「会社」）（岐阜県各務原市）
従業員約 170 名（平成 24 年 7 月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、①第 1 回及び第 2 回団体交渉（「団交」）において、組合の要求への回答やその根拠となる資料の提示をせず、交渉権限のない者を出席させたこと、②組合からの脱退を懲憑する等の内容を含む社内報を発行したこと、③第 1 回ないし第 4 回団交において、夏季一時金の支給基準等を開示しなかったこと、④第 7 回ないし第 9 回団交において、年末一時金とそれ以外の事項との一括妥結に固執したこと、及び⑤組合役員らへの年末一時金の支給に際して所定の税務手続を行わなかったことが不当労働行為であるとして、救済が申し立てられた事件である。
- 2 初審岐阜県労委は、社内報の一部につき不当労働行為の成立を認めて支配介入行為の禁止を命じ、その余の申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

初審命令主文を次のとおり変更する。

